

TRY FAQ集

<制度について>

Q1. 第2回公募の事業規模を教えてください。

A1. 今回公募要領に記載のとおり、今回の第2回 TRY の総事業費は約3億円です。

Q2. 第2回公募ということで、第1回公募と大きく異なる点がありますか？

A2. 第1回目は対象事業の内容として、既存事業に対する事業転換という点を重視しましたが、今回は、公募要領「2. (1) 背景及び目的」にあるように2020年初頭からの急激な市場環境の変化をチャンスと捉えた新市場もしくは顕在化時期が前倒しされた市場に着目したもので、事業転換してその市場に入るだけでなく、既存事業の事業範囲の拡大や実施時期の前倒しといった既存事業を加速する内容も対象といたします。

Q3. TRY の公募は、来年度以降もありますか？

A3. 現時点では未定です。もし公募が決定しましたら NEDO の HP に公表いたしますのでそちらでご確認ください。

Q4. TRY の公募の第一回目に採択された事業者は公表されていますか？

A4. NEDO の HP に、TRY 第1回の交付決定した事(4社)を公表しております。そちらをご確認ください。

Q5. 「2020年初頭からの急激な市場環境の変化をチャンスと捉えた具体的な事業計画」とありますが、2020年以降の急激な環境変化が直接事業に影響を与えている(それを提案書で説明する)必要がありますか？

A5. 説明していただく必要があります。

Q6. 新型コロナと直接関係ない事業内容でも応募可能でしょうか？

A6. 応募可能です。ここ1年で大きく変わった市場環境の変化の何をペインと捉え、それに対してどのようなソリューションを実現する事業かを提案してください。

Q7. 創業期(1期目)の法人です。創業期から新たな取り組みとして新しい分野でチャレンジをしたく考えていますが、既存事業がない場合でも応募は可能ですか？また、既存事業とは、売上が立っている必要がありますか？

A7. TRY は、2020年初頭の市場環境の変化に対応した事業化の支援を行う事業です。2020年以前に御社がどのような取組を行っていたかを提案書で説明いただくこととなりますので、既存事業がない場合は、その説明が難しいのではないかと思います。ただし、

ここでいう既存事業のレベル感としては、既存の製品・サービスの販売を行っている場合は言うまでもありませんが、まだ定常的な売上げが望めるレベルまで達していない事業開発段階であっても構いません。一定の成果が出てプロトタイプをリリースしている、または、サンプル出荷をしているレベルを一応の目安とお考えください。起業直後の事業構想段階や、初期段階は既存事業と見なされない場合があります。

Q8. 当初の技術開発も行いつつ、新たな事業領域も探している状況ですが、応募可能ですか？

A8. 既存事業を行いつつ、新たな事業領域が、市場環境の変化に対応した事業内容であれば応募いただくことは可能です。

Q9. 既存事業の停止は必要ですか？

A9. 既存事業の停止等を条件にしていません。

Q10. STS や PCA のように事業化の時期について制限（ステージ）がありますか？

A10. 特に制限はありませんが、事業化の時期が適切か、事業計画の妥当性と併せて確認します。

Q11. 事業ステージは任意とありますが、例えばシードで新たな会社を VC 出資を得て立ち上げた段階でもいいのですか？

A11. 事業ステージは任意です。急激な市場環境の変化によって生まれた新たなペインの解決に向けて事業化までの具体的な計画と体制を構築するための取組が必要であることや、事業化後の優位性（シェア・売上）を提案書で説明できるか等もご検討ください。

<応募の要件等>

Q12. VC からの出資を受けていることが応募の要件になっていますが、出資を受けた時期は1年以上前でも構いませんか？

A12. 出資を受けた時期に制限はありませんが、応募時提出資料の株主名簿（追加資料 12）に VC の記載があることが必須となります。また出資を受けた VC から継続して支援を受けられる関係にあるかなどを審査の過程で貴社や VC に確認させて頂く場合があります。

Q13. VC ではなく企業からの出資やサポインでの実績は VC からの出資という要件に相当しますか？

A13. 相当しません。

Q14. エンジェル投資家（株式投資型クラウドファンディングを含む）からの出資も VC から出資を受けているとみなしてよろしいですか？

A14. エンジェル投資家（株式投資型クラウドファンディングを含む）からの出資だけでは、VC からの出資要件を満たすとは言えません。あくまで、VC からの出資がある事が応募要件となります。

Q15. 新株予約権型の CE（コンバーティブルエクイティ）で調達していて、提案時点で転換していない場合でも応募は可能ですか？

A15. 応募は可能です。株式に転換していない新株予約権型の CE の場合には、追加資料 13 として、VC との間で締結された出資に関する契約書（投資契約書等）の写しを提案時に提出頂く必要があります。

Q16. VC の出資比率に取り決めはありますか？

A16. 取り決めはありません。

Q17. 応募時のベンチャーキャピタルから受けている投資総額に上限や下限がありますか？

A17. 応募要件に VC からの投資総額に制限はありません。

Q18. 出資する VC は、NEDO の認定 VC に限りますか？

A18. 認定 VC に制限していません。

Q19. VC は海外 VC でも応募資格がありますか？

A19. 応募資格はあります。

Q20. VC から既に出資を頂いていますが、今回更に VC からの出資が必要でしょうか？

A20. 既に出資済であれば、応募要件として新たな出資は必要ありません。

Q21. 既に VC から出資頂いているので、資金調達計画は金融機関でも問題ないですか？

A21. 問題ありません。今後の資金調達については、金融機関からの融資も対象になります。

Q22. 連携する事業会社等の条件（例えば会社規模、国内外など）はありますか？

A22. 条件等はありません。また、事業会社等には、NPO、NGO、政府自治体、VC も含みます。

Q23. 連携に関する合意書の出資の項目には（2020 年 1 月以降）との注意書きがあります

が、詳しく説明してください。また、融資でも問題はないですか？

A23. 連携に関する合意書（出資）は、2020年1月以降にVCや金融機関等から資金調達されたもの（意向も含む）であることが必要です。また、出資に限らず、融資についても可としております。

Q24. 連携する事業会社による合意書は、なるべく多く提出した方が審査において加点されますか？

A24. 「連携に関する合意書」の提出枚数について加点することはありません。そもそも本資料は事業の確度が高いことを示すものとしてお出し頂く意図なので、事業体制がしっかり構築できていて、少なくともその中の重要な連携先から合意書が得られていて、その果たす役割が明確であること、「連携に関する合意書」に記載いただく事業会社と提案者の合意事項の内容が提案する事業に有効であることが重要です。

<費用計上等の注意事項>

Q25. 助成対象費用に、連携する事業会社等への支払いを含めることができますか？

A25. 連携合意先から、装置購入や外注があるために応募が出来ないと言うことはありません。ただし仮に採択された場合でも、それら連携先からの購入に伴う費用がすべて助成金の交付対象と認められるとは限りません。審査上連携先との間での取引実態を精査することがあります。また、外注費の計上を行う場合は、提案書の「NEDO事業期間における研究開発の内容」に外注の内容を記載ください。なお、研究開発要素があるものは外注できないのでご注意ください。

Q26. 製品開発の費用に関して、提案時に請負業者からの見積書が必要でしょうか？

A26. 提案時点では見積書は必要ありませんが、ある程度の精緻な額で提案書を作成いただくことをお勧めします。審査においても、計上額の妥当性については確認をいたします。また、採択後の交付申請書の作成の際には、必要となる場合があります。

Q27. 海外のベンダーとの共同開発でも問題ないですか？

A27. 問題ありません。

Q28. 自社開発要素に関し、設計等を外注する予定です。計上額の中で、外注費の占める割合が大きい場合、審査上問題となりますか？

A28. 提案者自身の技術開発を支援する事業です。外注等の計上額の割合が高い提案については、御社が果たす役割、外注する内容の妥当性を明確に説明できる必要があります。

Q29. ベンチャーなので、内部体制はコア技術開発と提供する機器・サービスのためのイン

テグレーションとし、それ以外は外注に依存する体制とするのが現実的ですが、採択上問題になりますか？

A29. 提案される事業において開発のどの部分を自社で実施し、どの部分を外注とするかによると考えられます。重要な研究の部分を外部に依存している場合は、「研究の外出し」と見なされる可能性があります。

Q30 機械設備として助成金で購入したものは、期間終了後も保持できますか？

A30. 保有できます。ただし、研究開発目的以外の利用の場合は NEDO への承認申請等の手続きがあります。

Q31. TRY 事業で、特許出願ができるような成果が生まれた場合、その知財権利はどのように扱われますか？

A31. TRY 事業の結果得られる知的財産権等は基本的に事業者に帰属します。ただし助成事業の実施期間中または事業終了後 5 年以内に、知的財産権等を出願または取得した場合は NEDO に対して届出書を提出頂く必要があります。

Q32. 補助金の使途に制限がありますか？

A32. 提案される技術開発に係わる費用（機械装置費、労務費等々）になります。

Q33. 助成対象の費用は、採択後の 2021 年 12 月発注分からですか？それとも提案時の 2021 年度 9 月分から計上が可能ですか？

A33. 交付決定後から事業開始となり、費用の計上が可能となります。発注も交付決定後のものから本事業への計上が可能となります。採択されて交付決定を受けるまでは費用計上できません。採択後、交付申請書を NEDO に提出いただき、NEDO の決裁を経て交付決定となります。

<応募の注意事項>

Q34. 別の補助金や助成金等と併願することは可能ですか？

A34. 併願することは可能です。併願した申請内容については、追加資料 2 に内容を記載ください。

Q35. 他の NEDO のプロジェクトに採択が内定している場合は、応募出来ませんか？

A35. 応募は出来ませんが、重複助成排除の観点から、双方の実施内容や事業が実施できる体制の有無等も含めて審査することになります。

Q36. 当社は昨年度 PCA の支援を受けましたが、今年度 TRY に応募することは可能です

か？

A36. 応募可能です。PCA と TRY は、そもそも助成事業の目的が違います。TRY は、2020 年初頭からの急激な市場環境の変化をチャンスと捉えた具体的な事業計画のある研究開発型スタートアップの支援を目的としており、提案書でその点を踏まえたご説明をご検討ください。

Q37. 2021 年 2 月末に別の助成金を終了しています。今回は、それを用いて構築した技術シーズを活用した申請を検討していますが、問題はありますか？

A37. 問題ありません。

Q38. 既にある製品で売り上げがありますが、製品改良の内容で応募可能でしょうか？

A38. 2020 年以降の市場環境の変化に対応させるために行う当該製品の改良のための開発、新しい製品開発のいずれも応募可能です。ただし、改良したものを NEDO 事業期間内に製品として販売することは出来ません。NEDO 事業期間内に販売開始の見込みがある場合は事前に NEDO に相談してください。

Q39. IT サービスは除かれるとの説明がありましたが、AI システムの技術開発は対象外ですか？

A39. IT サービスは対象外としております。AI 開発で応募される提案もありますが、AI を駆使しながら、技術者を置き、何を具体的な事業として目指されるのかを審査します。

Q40. 医療機器承認を事業化と捉えることはできますか？

A40. 本助成事業における事業化とは継続的な売り上げを立てることを指し、医療機器承認を事業化と捉えることはできません。

Q41. 医薬品開発は対象外との事ですが、創薬支援技術開発や医療機器開発は対象でしょうか？

A41. 医薬品開発そのものは対象外となりますが、創薬支援技術開発は提案内容によるので、ご質問等ございましたら提案前に事務局までご連絡ください。また医療機器の開発は対象事業です。

Q42. 評価内容、評価点の割合・配点は開示いただけますか？

A42. 応募要領にも記載のとおり、審査は非公開で行われ、審査内容につきましては非開示としております。

Q43. 提案書 2 ページ目「II. 応募要件に係るチェックリスト（要提出）」のチェック項目

はすべて満足することが必須ですか？

A43. 必須です。

Q44. 提案書のボリュームに制限はありますか？

A44. 提案書類のページ数に制限は設けておりませんが、審査委員が査読しやすいように分かりやすく説明するという観点からも、ボリュームが多ければ良いということはありません。なお、参考として提案書様式第1～追加資料5までで、60ページ以内に収まるように作成を心がけてください。また、図や表を用いて説明する等の工夫もご検討ください。

以上